案件番号：121123001

令　和　5　年　度

鹿　島　港　他　発　注　補　助　業　務

特　記　仕　様　書

令　和　4　年　1　2　月
国土交通省関東地方整備局
鹿島港湾・空港整備事務所

１．業務概要

本業務は、鹿島港湾・空港整備事務所における港湾事業等に関する工事設計書作成に必要となる工事発注図面及び数量総括表（数量計算書）、積算根拠資料、積算システムへの積算データ入力の作成支援を行うことにより、業務発注担当部署における工事発注の円滑化を図ることを目的とする業務である。

なお、対象となる工事は、主として海上や海中で施工するため、作業船を使用するものがある。

また、本業務は入札前に配置予定管理技術者の経験及び能力、実施方針等、評価テーマに対する技術提案を受け付け、価格以外の要素と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の対象業務である。

また、本業務は、以下に示す試行等の対象業務である。

・４０歳未満の管理技術者を定期的に指導する経験豊富な技術者（以下「技術指導者」という。）を配置できる「若手技術者登用促進型」の試行業務である。

２．現場調査場所

鹿島港、茨城港常陸那珂港区の対象工事現場（調査現場を含む）及び調査職員が指定する場所

３．履行期間

契約締結日から令和７年３月３１日までとする。

４．業務内容

業務名称	業務内容	単　位	数　　量	摘　　要
鹿島港他発注補助業務				
	発注補助業務			
	積算に必要な現地調査	式	1	別紙のとおり
	工事発注図面及び数量総括表（数量計算書）の作成	式	1	別紙のとおり
	積算根拠資料作成	式	1	別紙のとおり
	積算システムへの積算データ入力	式	1	別紙のとおり
	打合せ	回	22	
	協議・報告	回	2	
	照査	式	1	
	成果物	式	1	

５．業務仕様

５－１　総　　則

本特記仕様書に定めのない事項については、「港湾等発注者支援業務共通仕様書」（国土交通省 港湾局令和４年１１月）の定めによるものとし、これにより難い場合については、「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書」（国土交通省港湾局令和３年３月）の定めによるものとする。

なお、設計図書公表後、共通仕様書の改訂により実施内容に変更が生じた場合は、調査職員と別途協議し実施するものとする。

５－２　一般事項

本業務の実施にあたっては以下の事項を留意しなければならない。

（１）　管理技術者等は、安全に留意し、事故等が発生しないよう十分注意しなければならない。

（２）　管理技術者は、調査職員と十分に打合せを行い、調査職員が提示する工事計画、工事実施状況及び関係機関と調整を行った事項を十分把握したうえで、業務を行わなければならない。

（３）　管理技術者等は、業務の実施状況を常に把握し、調査職員が業務内容を把握できるよう連絡を密にしなければならない。

５－３　業務の内容

５－３－１　積算に必要な現地調査

（１）　実施内容は、「港湾等発注者支援業務共通仕様書」2-1-2 1)の内容とする。なお、具体的な実施内容は、以下のとおりとし、調査時期については、事前に調査職員と協議するものとする。

・ 積算に必要な資料の賃借・内容の把握
・ 現地調査に係る事前協議及び資料作成
・ 現地調査（現場条件等の確認）

（２）　旅費交通費については、未計上であり、調査職員と協議のうえ、設計図書の変更対象とする。

５－３－２　工事発注図面及び数量総括表（数量計算書）の作成

実施内容は、「港湾等発注者支援業務共通仕様書」2-1-2 2)の内容とする。なお、具体的な実施内容は以下のとおりとする。

・ 設計資料等（貸与資料）の確認
・ 工事発注図面の作成
・ 数量総括表（数量計算書）の作成
・ 施工条件明示の検討及び特記仕様書（案）の作成
・ 見積、特別調査依頼案件の抽出

５－３－３　積算根拠資料作成

実施内容は、「港湾等発注者支援業務共通仕様書」2-1-2 3)の内容とする。なお、具体的な実施内容は、以下のとおりとする。

・ 積算条件資料の作成
・ 経済比較資料の作成
・ 積算根拠資料の作成

５－３－４　積算システムへの積算データ入力

実施内容は、「港湾等発注者支援業務共通仕様書」2-1-2 4)の内容とする。なお、具体的な実施内容は以下のとおりとする。

・ 積算システムへのデータ入力
・ 入力データの確認(根拠情報出力による確認)

５－３－５　打合せ

打合せは、対象工事毎又は複数工事毎等に行うものとし、業務着手時、中間時、成果納入時の計２２回、対象工事の目的、内容を把握し、作業手順等について調査職員と管理技術者が打ち合わせを行うものとする。

なお、業務内容に変更が生じた場合、調査職員と受注者が協議し、業務実施上必要があると認められた場合は、履行期間の末日までに契約変更を行うものとする。

５－３－６　協議・報告

本業務の遂行にあたっては、調査職員と管理技術者が業務全体の計画等について協議又は報告を行うものとし、事前協議、最終報告の計２回行うものとする。

なお、業務内容に変更が生じた場合、調査職員と受注者が協議し、業務実施上必要があると認められた場合は、履行期間の末日までに契約変更を行うものとする。

５－３－７　照査

実施内容は、「港湾等発注者支援業務共通仕様書」2-1-2 5)のとおり照査を行うものとする。

５－４　対象工事等

本業務の対象工事等は、以下のとおりとするが、対象工事数毎の作業内容は、別紙一覧表によるものとする。なお、対象工事等の進捗状況等により業務内容に変更が生じた場合、調査職員と受注者が協議し、業務実施上必要があると認められた場合は、履行期間の末日までに契約変更を行うものとする。

令和５年度対象件名

対象予定工事・業務名	件　　数	工　期（参考）
鹿島港外港地区南防波堤（港湾土木工事）	1	令和5年10月　～　令和7年3月 上半期 0件 、 下半期 1件
鹿島港外港地区中央防波堤（港湾土木工事）	1	令和4年3月　～　令和5年7月 上半期 1件 、 下半期 0件
鹿島港外港地区中央防波堤付属施設（港湾土木工事）	2	令和5年4月　～　令和6年3月 上半期 1件 、 下半期 1件
鹿島港外港地区岸壁（－１２ｍ）（港湾土木工事）	7	令和5年4月　～　令和6年2月 上半期 5件 、 下半期 2件
鹿島港外港地区航路・泊地（－１２ｍ）（港湾等浚渫工事）	2	令和5年6月　～　令和6年3月 上半期 1件 、 下半期 1件
茨城港常陸那珂港区外港地区東防波堤(港湾土木工事)	5	令和5年5月　～　令和6年10月 上半期 2件 、 下半期 3件
茨城港常陸那珂港区中央ふ頭地区岸壁(-12m)(港湾土木工事)	2	令和5年9月　～　令和6年3月 上半期 1件 、 下半期 1件

令和６年度対象件名

港名	対象工事等区分	件数
鹿島港	港湾土木工事	4
茨城港	港湾土木工事	4

５－５　実施体制

（１）　担当技術者は業務の実施にあたって、関連する港湾工事等の施工方法等についても把握するとともに、別に定める「港湾請負工事積算基準」等を十分理解のうえ、厳正に実施するものとし、ワープロソフト、表計算ソフト、製図ソフトを使用できる者とする。なお、管理技術者は担当技術者を兼務できない。

（２）　担当技術者を４名以上配置し、資格要件を満たさない担当技術者を２名配置する場合にあたっては、適正な品質確保を図るため、特に管理技術者による指導・監督を徹底し、その内容を記録として残すものとする。

５－６　成果物

業務完了時には、「港湾等発注者支援業務共通仕様書」1-1-15に基づき、成果物及び提出資料を取りまとめのうえ、成果物として提出するものとする。なお、成果物の内容及び体裁については、調査職員の指示によるものとする。

電子納品　　CD-R又はDVD-R　2枚

６．貸与資料

（１）　本業務に必要な以下の資料等は貸与するものとする。なお、積算数量登録補助システムについては、調査職員の立会のもと、当該システムのインストール及びアンインストールを行うものとする。

① 対象工事の設計資料等
② 積算数量登録補助システム（ＤＶＤ－ＲＯＭ）
③ その他必要と認められる資料等

（２）　積算数量登録補助システムを使用するために必要なパソコンの機能

① 機種：MS-Vista,Windows7,10が動作するPC/AT互換機
② ＣＰＵ：Intel PentiumⅢ1G Hz以上
③ メモリ：1GB RAM(32bit OS時)または、2GB RAM(64bit OS時)
④ ＨＤＤ：OS領域を除いて2.0GB以上の空きがあること
⑤ ディスプレイ：解像度がｶﾗｰ1024×768ピクセル以上
⑥ ＯＳ：以下のOSのいずれか
・MS-Windows Vista(SP2)
・MS-Windows 7(SP1)
・MS-Windows 10(Anniversary Update)
⑦ ウイルス対策：最新のウイルスも検出できるようにウイルスチェックソフトは、常に最新のデータに更新（アップデート）したものを利用すること

（３）　受注者は、貸与された資料の必要が無くなった場合には、速やかに返却するものとする。

７．その他

（１）　テレビ・webによる打合せ・検査について

１）　本業務は、受発注者間の打合せ・検査について移動時間をかけることなく打合せ・検査を行うこと、合わせて新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の徹底を目的として、業務におけるテレビ・webによる打合せ・検査（以下、「テレビ会議等」という。）を行うことができる試行業務である。

２）　本業務で実施する打合せ・検査のうち、テレビ会議等で実施するものについては事前に調査職員と協議の上、決定するものとし、変更が生じた場合についても、都度調査職員と協議のうえ変更できるものとする。

３）　テレビ会議等の開催に当たっては、調査職員と調整のうえ日時や開催方法等を決定することとし、調査職員より連絡する「業務におけるテレビ・webの打合せ・検査実施試行要領（案）」に基づき行うものとする。

４）　旅費交通費については、未計上であり、調査職員と協議のうえ、設計図書の変更対象とする。

（２）　本業務において、複数の担当技術者を配置する場合は、統一された作業着やヘルメット等を着用しなければならない。

（３）　図面は、「ＣＡＤ製図基準」に基づいて作成しなければならない。
　また、図面作成の運用にあたっては、「地方整備局（港湾空港関係）の事業における電子納品等運用ガイドライン【資料編】」を参考とする。

（４）技術提案

１）技術提案履行計画書

　受注者は、入札時に提出した技術提案書の内容に基づき、適切に業務を遂行するものとする。
なお、反映する技術提案については、技術提案履行計画書を作成するものとする。

２）技術提案履行計画書の変更

　発注者の事情による条件の変更又は予期することができない特別な状態が生じたことにより、技術提案が履行できない場合は、発注者と協議するものとする。協議の結果、発注者の承諾を得た場合は、技術提案履行計画書の変更を行い、調査職員に提出するものとする。

３）技術提案書不履行の場合の措置

　受注者の責により技術提案書の内容を満足する業務が行われない場合は、業務成績評定を減ずる等の措置を行う。

４） その他

技術提案書に基づく業務料の変更は、行わないものとする。

（５） 配置技術者の確認について

１） 受注者は、業務計画書の業務組織計画等に配置技術者の立場・役割を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画等を変更する際も同様とする。

２） 業務実績情報システム（テクリス）に登録できる技術者については、以下の確認などにより、業務に携わっていることを調査職員が確認できるものとし、業務完了までに、受発注者双方で確認の上、確定するものとする。

① 業務打合せ（電話等打合せを含む）等において、調査職員と業務に関する報告・連絡・調整等を行い、当該業務に携わっていることが明確な技術者

② 現地作業又は内業が主となる技術者においては、作業を実施していることを写真等で確認できる者

３） 完了登録の「登録のための確認のお願い」のメール送信に加え、技術者本人の登録に関する認識の確認のため、「登録のための確認のお願い」に個々の技術者の署名を付したものを別途調査職員へ提出する。なお、「登録のための確認のお願い」の技術者情報と同様の内容を記載し、署名を行った書面を添付する場合も同等とみなす。

４） 発注者は、業務計画書に記載された配置技術者のいずれかが当該業務に従事していないことが明らかとなった場合、指名停止等の措置を講ずることがある。また、配置技術者以外が業務実績情報システム（テクリス）へ登録された場合についても同様とする。

（６） 技術指導者について

１） 管理技術者の他に、競争参加資格確認申請書に基づき技術指導者（担当技術者として配置）を配置する場合は、技術指導者は次に掲げる①から③の項目を実施すること。

① 定期的に管理技術者の指導を行うこと（１回／週程度）。ただし、技術指導者を含む複数の者が指導を行うことを妨げない。なお、②の協議、報告、打ち合わせの際に調査職員が技術指導者より指導状況を確認する。

② 特記仕様書に記載された、発注者と行う全ての協議、報告、打ち合わせに出席すること。

③ 打合せ確認記録簿、履行報告書等の書類を確認し、管理技術者を指導すること。なお、その際、各書類に記名（署名または押印を含む）するものとする。

２） 技術指導者は、業務実績情報システム（テクリス）に担当技術者として登録するものとする。

（７） 契約内容の変更手続きについて

本業務における設計変更や契約変更を適正に行うため、協議及び指示を徹底するとともに、協議書及び指示書等があるものを契約変更の対象とする。

（８） 設計変更等について

設計変更等については、発注者支援業務等契約書第２０条から第２１条及び「港湾等発注者支援業務共通仕様書」本編１－１－１９から１－１－２０などに記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「契約変更事務ガイドライン」（国土交通省港湾局）を参考とするものとする。

（９） 本業務はクイックレスポンス実施対象業務である。

「クイックレスポンス」とは受注者から質問、協議への回答は、基本的に「その日のうち」に回答するよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。

(10) 業務品質確保調整会議について

本業務は、円滑な業務の実施及び品質の確保を図ることを目的として、受発注者とその双方の責任者が参加し、履行における条件、業務工程の確認及び調整、業務計画の確認及び設計変更に関する確認・調整等を行う会議（以下、「調整会議」という。）を開催するものとする。調整会議の開催時期は、受注者が設計図書の点検を完了した業務着手前を基本とするが、調査職員と協議し決定するものとする。なお、履行途中において開催が必要と判断された場合は、複数回開催することもできる。

会議の開催は、「業務品質確保調整会議実施要領」に基づき行うものとする。

なお、受発注者双方の協議により調整会議を省略することも可能とする。

(11) 「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」（令和2年5月14日（令和4年12月9日改訂））及び「港湾 空港建設事業の新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防ガイドライン」（令和2年5月18日（令和3年11月1日改訂））を踏まえ、当該業務においても「３つの密」対策等を徹底し、安全・安心の確保に努めるものとする。

また、具体的な感染予防対策等については、調査職員へ確認のうえ、 業務計画書に明記するとともに、受発注者間で協議の整ったものに関して、感染予防対策の確実な履行を前提に設計変更を行うことができる。

(12) 本特記仕様書に記載なき事項及び本業務の遂行上疑義が生じた場合は、調査職員と別途協議するものとする。

以　　上

【別　紙】

対象工事数一覧表[想定]

業種別 :① 港湾土木工事

港名	工種数	積算種別	工事数	工事発注図面等作成						積算根拠資料作成			電算入力	積算に必要な現地調査
				設計資料等の確認	工事発注延長等の検討	発注図面の作成	数量総括表の作成	特記仕様書(案)の作成	見積・特別調査案件の抽出	積算条件資料	経済比較資料	積算根拠資料		
鹿島港及び茨城港常陸那珂港区	2迄	標準積算	0											
		類似積算	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	
		変更積算①	0											
		変更積算②	2			2	2	2		2		2	2	
		修正積算	0											
	3～４迄	標準積算	0											
		類似積算	4	1		4	4	4	1	4	1	4	4	
		変更積算①	2			2	2	2		2		2	2	
		変更積算②	7			7	7	7		7		7	7	
		修正積算	0											
	5～7迄	標準積算												
		類似積算	2			2	2	2	1	2	2	2	2	1
		変更積算①	4	1		4	4	4	2	4	2	4	4	
		変更積算②	3			3	3	3		3	1	3	3	
		修正積算	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1
	8～11迄	標準積算	0											
		類似積算	0											
		変更積算①	0											
		変更積算②	0											
		修正積算	0											
	12以上	標準積算	0											
		類似積算	0											
		変更積算①	0											
		変更積算②	0											
		修正積算	0											
標準・類似工事数の合計			26											

変更①は、数量精算以外の変更積算が生じる場合

変更②は、数量精算の場合

【別　紙】

対象工事数一覧表[想定]

業種別 :② 港湾等浚渫工事

港名	工種数	積算種別	工事数	工事発注図面等作成						積算根拠資料作成			電算入力	積算に必要な現地調査
				設計資料等の確認	工事発注延長等の検討	発注図面の作成	数量総括表の作成	特記仕様書(案)の作成	見積・特別調査案件の抽出	積算条件資料	経済比較資料	積算根拠資料		
鹿島港及び茨城港常陸那珂港区	2迄	標準積算												
		類似積算												
		変更積算①												
		変更積算②	1			1	1	1		1		1	1	
		修正積算	1			1	1	1		1	1	1	1	
	3～４迄	標準積算												
		類似積算												
		変更積算①												
		変更積算②												
		修正積算												
	5～7迄	標準積算												
		類似積算												
		変更積算①												
		変更積算②												
		修正積算												
	8～11迄	標準積算												
		類似積算												
		変更積算①												
		変更積算②												
		修正積算												
	12以上	標準積算												
		類似積算												
		変更積算①												
		変更積算②												
		修正積算												
標準・類似工事数の合計			2											

変更①は、数量精算以外の変更積算が生じる場合

変更②は、数量精算の場合